

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二 様

藤井寺市長 岡田 一樹

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望について（回答）

令和2年4月20日付でご要望のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

（回答）新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金につきましては、令和2年5月1日に藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布し、同日付で施行いたしました。制度の周知につきましては、本市ホームページや広報紙への掲載により案内を行い、申請手続きにつきましては、感染の拡大防止の観点から郵送での手続きを可能にするなど柔軟に対応してまいります。

なお、対象者を被用者以外にも広げることにつきましては、国の支援対象外となりますことから、現段階では対象者の拡充は考えておりません。

②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

（回答）新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険料の減免につきましては、国から示されている減免基準や取扱い等の通知を踏まえ、実施してまいります。

また、納付書発送時にチラシを同封し、広報紙等においても周知に努めるとともに、申請手続きにつきましては、郵送での手続きを可能にするなど柔軟に対応してまいります。

③納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

(回答) 新型コロナウイルス感染症による影響を受け保険料の納付が困難となった方に対しては、保険料の徴収猶予のご相談ができる旨、本市ホームページへ掲載を行い、周知を図っております。

なお、滞納処分の停止につきましては、法令に基づいた財産調査により、その調査結果と生活状況、相談内容から無財産の世帯や生活保護受給世帯など、滞納分の納付が困難と判断される場合において適切に行っております。

④違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

(回答) 滞納処分については、法令等により定められた範囲を逸脱することがないように、現在も執行しているところです。

また、期せずして滞納となってしまった方もおられることから、従来より納付相談の際には生活状況等を詳細に聞き取るなど、きめ細やかな対応を行い、生活に困窮されることがないように適切に対応しております。

⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

(回答) 一部負担金減免につきましては、大阪府国保運営方針に基づく別に定める基準を適用し運用しております。申請につきましては、郵送での手続きを可能にするなど柔軟に対応してまいります。

【問い合わせ先】

〒583-8583

大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

藤井寺市 健康福祉部 保険年金課

TEL : 072 - 939 - 1177

FAX : 072 - 939 - 0399